

多様なガバナンスの実情

「私立大学のガバナンスに関する研究調査」結果より

「私立大学のガバナンスに関する研究調査」結果より。回答大学数及び回収率は、2021年10月に全私立大学を対象とした調査の結果を以下に報告する。私立大学の経営の現状を把握して、今後の経営改善の有効な方策を追求するためのエビデンスとして活用できることを願っている。

【不祥事への対応】

改革会議で想定されている改正方向が不祥事の抑制の効果があるかどうかについて、私立大学の経営の担当者に質問したところ、回答408校中、非常に望ましくないが併せて28%、どちらでもないが47%となっており、抑制効果はほとんど見られないと認識されている(図1)。

【理事と評議員の兼務】

評議員に理事の兼務者がいることにより、理事と評議員との調整と連携が密になり、大学全体の一体化に有効であり、業務が良くないと言えない。特に問題とならない。もちろん、評議員会の議決において、利害相反する場合には利害関係者は排除すべきであり、既に、令和元年の私立学校法の改正で措置されている(図2)。

【評議員の役割】

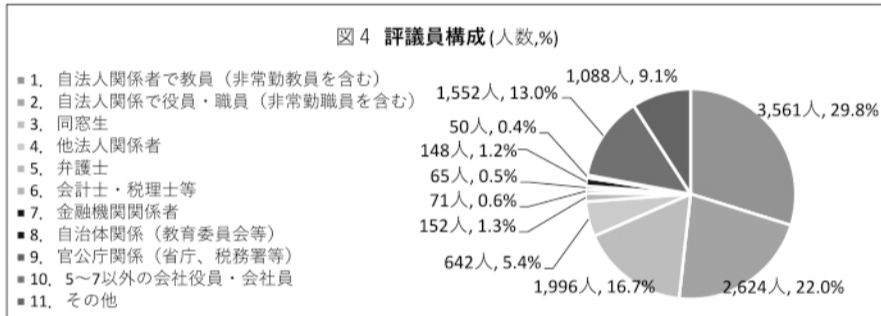
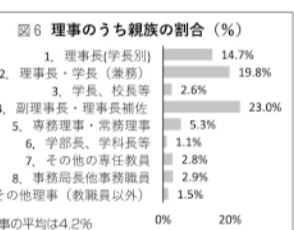
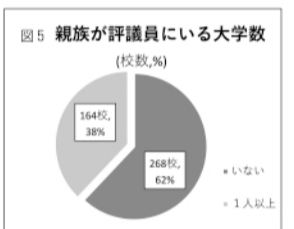
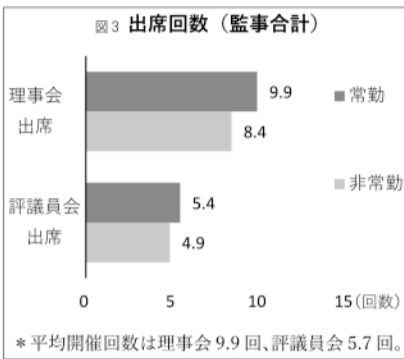
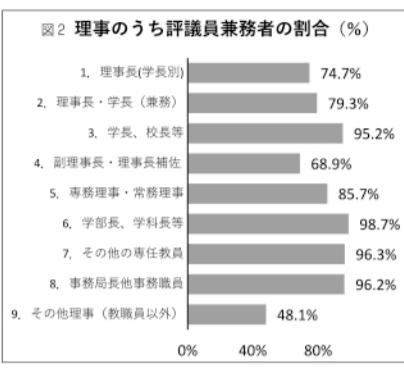
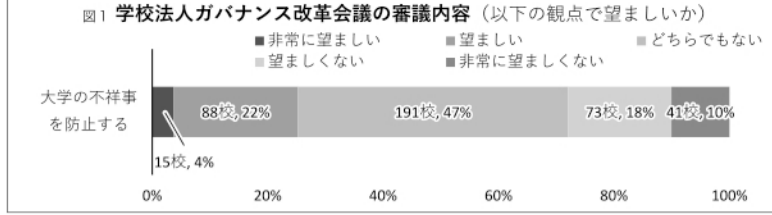
現在の私立大学に置かれている評議員会は、大規模な関係者で構成されている(図4)。大規模な関係者で構成されている(図4)。大規模な関係者で構成されている(図4)。

【設置者及び理事の親族】

理事長が設置者及び理事の親族である割合は15.8%、理事の平均では4.2%である(図5)。評議員で親族が1人以上いる割合は38%と高く、親族がいなくても十分ではない。

【多様な私立大学】

大学の創設後の経緯や特色によって様々な法や構成割合は私立大学によって様々である。このことが私立大学の多様性を示す要因の一つであり、高等教育のダイナミクスに繋がっている。多様性が求められる社会において、私立大学の経営の使命、貢献意欲など、その歴史経緯や風土を踏まえて、それぞれに合った適切な制度を定め、理事を含め、その者の責任を果たすことが望まれる。



〈参考〉

ガバナンス会議での協議についてのコメント(一部抜粋、適宜修正)

- エビデンス不在、学校現場軽視
 - 骨太の方針ではエビデンスに基づく政策立案(EBPM)の推進と書いてあるが、エビデンスに基づいた議論(ガバナンスを強化したことにより不祥事の件数が減ったなど)がないことへの懸念。
 - ガバナンス会議が基本的な事実確認や調査をする努力を欠いたまま強引に結論を得ようとする様子は、制度改正を利用し、弁護士や会計士が新たな学校法人業務を開拓しようとする利益相反的行為のようであり遺憾。
 - 最初から結論在りきと発言しており、ヒアリングを軽視する発言が散見、学校関係の人間への言論封鎖的な進捗とも合わせてこのような形での立法化は禍根を残すことになる危険。
- 私立大学の実態
 - 社会福祉法人の運営には多額の施設給付費や措置費が投入、高度のガバナンスに合理性があるが、私立大学の経常費補助はわずか10%前後。社会福祉法人と同等のガバナンスを義務づけるときは、経常費補助金の大幅な増額や文部科学省の認可権等の規制緩和が必要。
 - 会社組織は、合名合資会社、株式会社等、社会の実情に応じた様々な形態が混在し多様。法人とは異なる社会福祉法人等とは事業の目的、性質、設立における認可条件の厳格さ等異なる部分が多く、同様の仕組みの適用は、私学の自主性、独自性に重大な影響を及ぼすことへの懸念。
- 不祥事への対応策、私学の在り方
 - 不祥事への対応は、監督官庁の監査体制及び私学事業団、評価機構等の第三者機関の強化での対応が有効。
 - まずはR2に施行された改正私学法の履行状況を検討すべき。
 - 「ガバナンス・コード」による自律的な実施が適切。
 - 私立学校法第一条「自主性を重んじ、公共性を高めることによって、私立学校の健全な発達を図る」にあるとおり、自主性による経営改善等が導かれる仕組みでの議論が重要。
- その他
 - 理事会を業務執行機関と限定的な役割とする一方、評議員会をガバナンスの最高監督・議決機関とすることは理事会の権限を排除、評議員会に法人運営を任せることとなり、言い替えば、評議員会に「乗っ取られる」ことにもつながりかねないことへの懸念。
 - 今回の議論は不祥事のみならず焦点を当て、競争力強化のための意思決定の迅速さの視点が欠落。

調査全体や近年の政策への意見(一部抜粋、適宜修正)

- 私学の実態
 - 大学の実態を外形しか知らない第三者による結論ありきでの議論への不信感。
 - 全国各地にある学校法人の規模や運営状況について調査・検討がなされておらず、この改革が学校運営に支障を生じさせる可能性への懸念。
 - 高等教育の制度や経営実態を理解していない外部者の不適切な介入を文部科学省は抑制すべき。
 - 改革会議メンバーは、小規模法人の必死さを理解していない。小規模大学の存在価値が認知される政策を期待。
 - 改革会議で海外では教職員をボードメンバーに入れられないことが世界標準であるかのような主張がなされていたが、一律禁止ではなく責任ある参加ができるよう工夫しており、こうした事実認識を欠いた企業組織の統治構造を持ち込む議論は粗雑。
- 政策
 - 近年の政策は官邸主導の色合いが濃く政治色が強い。もっと大学から意見を吸い上げ、独自性と公平性を担保すべき。
 - ごく一部の大学の不正で多様な教育研究や自律的な取組を法的に規制することへの危険。不正を起した大学自体を咎めるべき。
 - 他の公益法人制度に合わせるという今般の政府方針は、学校法人制度の歴史や成り立ちを無視した強引なものであり、これへの対応に時間を割かれ、教育研究の質低下に繋がりがかねないことへの危険。
 - 会議スケジュールが拙速。
 - 教育の質の向上という視点が欠落。
- その他
 - ガバナンス・コードの効力が不明、実効性の確保が課題。